第十七条　法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、特定主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二～七　（略）

２　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略） （令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） ２　（略）	（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　（略） ２　（略） ３　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 二～三十四　（略） （令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） ２　（略）